

NEXUS

2020
No.701

5

「NEXUS (ネクサス)」とは、ラテン語で“結びつける”という意味で、会員組合はもとより、中小企業の方々、関係機関等との結びつきを緊密にしなが、ご活用頂ける情報誌をめざします。



CONTENTS

- 01 ●Opinion
公益財団法人 いわて産業振興センター
理事長 大友 宏司 氏
- 02~13 ●主要記事
- 02~03 【経済・雇用対策】新型コロナウイルス感染症対策(岩手県)
- 04~07 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の主な支援策
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置
- 08~10 新型コロナウイルス感染症による影響調査の結果報告
- 11 取引力強化推進事業 公募のご案内
- 12 安定的な雇用の確保等に関する要請書を受理
障害者を雇用する事業主への給付金のご案内
- 13 中小企業三団体 最低賃金に関する要望をまとめる
- 14~15 ●岩手県内中小企業概況(3月)
- 16 ●中央会Information
訃報
第65回岩手県中小企業団体通常総会開催のご案内
第72回中小企業団体全国大会開催のご案内
岩手働き方改革推進支援センター移転のお知らせ

岩手県中小企業団体中央会

<http://www.ginga.or.jp/>

「岩手の産業振興を総合的に支援

～いわて産業振興センターの取組～

公益財団法人いわて産業振興センター

理事長 大友 宏司



4月1日付けをもちまして、当センター理事長を拝命いたしました。新型コロナウイルスの感染拡大が進み、地域経済への影響も深刻な状況にあります。 「よろず支援拠点」を窓口、国・県・商工団体・大学・試験研究機関等と連携を図りながら、職員が一丸となって、企業の皆様のニーズに対応できるよう努めて参りますので、よろしくお願いいたします。

当センターでは、2020年度に次のような取組を進めることとしており、国や岩手県の委託などを受けて商談会や研修会など各種事業を実施する予定ですので、皆様に積極的にご活用いただければ幸いです。

1 ものづくり産業の集積・発展を支援

近年、岩手県はものづくり企業の集積が進み、世界のものづくり産業を支える生産拠点エリアとして、ますますその重要性を増しています。県内ものづくり企業の一層の発展をめざし、取引の拡大や技術力の向上を支援していきます。

2 中小企業の発展を支援

岩手県内には、ものづくり以外にもさまざまな産業に関連する企業が立地しています。特に、食品加工企業は岩手の豊富な農林水産資源を活かす、県内の主要な産業です。また、高い技術力に裏打ちされた縫製業（アパレル産業）は世界的な評価を受けています。こうした地域に根差した中小企業の発展を支援していきます。

3 企業の生産性向上を支援

近年の熾烈な価格競争を勝ち抜き、従業員不足を補うために、企業の生産性向上は不可欠な取組となっています。このため、当センターは、これまでも企業のカイゼン活動を支援しており、さらにIoTや自動化設備導入等を具体的に支援しています。併せて、こうした企業の取組を担う人材の育成や確保も支援していきます。

4 商品開発・研究開発を支援

企業の発展・成長において、他社との差別化を図り、優良な顧客や取引先を確保していくためには、魅力的な商品や優れた技術は欠かすことができません。そうした意欲的な企業の取組を大学・試験研究機関等と連携しながら、支援していきます。

5 企業の経営課題解決を支援

県内では、多くの企業が、売上・集客の拡大や経費の見直し、資金繰り、社内の体制強化などさまざまな経営課題と常に向き合いながら苦闘を重ねています。さらに東日本大震災で被災し再建した企業の復興も道半ばです。当センターは、企業の課題に寄り添いながらきめ細かな支援をしていきます。

【経済・雇用対策】新型コロナウイルス感染症対策（岩手県）

岩手県は、4月30日（木）、令和2年度補正予算を成立しました。国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等を踏まえ、必要な予算を措置しております。

以下では岩手県が新たに実施する対策の中で、中小企業関連情報の一部を紹介します。

新たに実施する対策のうち、令和2年度一般会計補正予算（第2号）に計上している対策については、**補正（新規）**又は**補正（拡充）**と表示（令和2年4月23日発表）。

I. 資金繰りに万全を期すための金融支援等

①中小企業

- 新型コロナウイルス感染症対応資金貸付金【43,600百万円】 **補正（新規）**
新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上高等が減少している県内中小企業者を対象に、3年間無利子で、保証料を全額補給し、経営安定のために必要な資金の融資を実施
- 新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業費【993百万円】 **補正（新規）**
新型コロナウイルス感染症対応資金の融資に合わせて利子補給を実施
- 新型コロナウイルス感染症対応資金保証料補給事業費【18百万円】 **補正（新規）**
新型コロナウイルス感染症対応資金の融資に合わせて保証料の全額補給を実施
- 地域企業経営継続支援事業費補助【658百万円】 **補正（新規）**
新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に影響が生じている事業者に対し、県と市町村が連携して家賃等を支援
- 感染拡大防止協力金支給事業費【100百万円】 **補正（新規）**
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県からの休業の協力要請*に応じた事業者に対し、協力を支給
*地域企業経営継続支援事業費補助と感染拡大防止協力金支給事業費は、両方受給することが可能。

<お問合せ先>

商工労働観光部 経営支援課

TEL：019-629-5546

※休業要請に関することは、保健福祉企画室

TEL：019-654-8073

②農林水産業

- 農業経営負担軽減支援資金利子補給【3百万円】 **補正（新規）**
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者の経営再建を支援するため、既往債務の借換えのための利子補給を実施
- 漁業経営維持安定資金利子補給【2百万円】 **補正（新規）**
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者の経営再建を支援するため、既往債務の借換えのための利子補給を実施
- 農山漁村体験受入体制強化緊急対策事業費【10百万円】 **補正（新規）**
農林漁業体験の受入地域において、感染症予防対策に係る相談会等を実施するとともに、衛生環境や受入環境の整備、安全・安心で魅力的な体験メニューの開発等に必要経費の一部を支援
- 肥育経営生産基盤強化緊急支援事業費補助【53百万円】 **補正（新規）**
県内の肉用牛農家が県内の和牛子牛市場から肥育素牛を導入するために必要な経費の一部を支援

<お問合せ先>

農林水産部 団体指導課

TEL：019-629-5699

農林水産部 農業振興課

TEL：019-629-5647

農林水産部 畜産課

TEL：019-629-5721

③障がい福祉、介護サービス提供体制の確保

- 障害福祉サービス支援事業費補助【5百万円】 **補正（新規）**
休業要請を受けた通所サービス事業所に対し、代替サービスの提供に要する経費を支援
- 通所介護サービス支援事業費補助【13百万円】 **補正（新規）**
休業要請を受けた通所介護事業者等に対し、代替サービスの提供に要する経費を支援

<お問合せ先>

保健福祉部 障がい保健福祉課 TEL：019-629-5447
保健福祉部 長寿社会課 TEL：019-629-5435

④飲食業、理美容業等

- 生活衛生営業指導センター経営指導事業費補助【4百万円（補正後現計23百万円）】 **補正（拡充）**
経営指導員の増員により、生活衛生関係営業車からの相談体制を強化

<お問合せ先>

環境生活部 県民くらしの安全課 TEL：019-629-5360

⑤観光業

- 観光宿泊施設緊急対策事業費【233百万円】 **補正（新規）**
市町村が地元の宿泊施設を利用する住民の宿泊料の助成に要する経費の補助（実施時期は未定）等

<お問合せ先>

商工労働観光部 観光・プロモーション室 TEL：019-629-5574

II. 雇用の維持・就職に向けた支援

- 新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用助成事業費補助【217百万円】 **補正（新規）**
新型コロナウイルス感染症の拡大により事業活動が縮小した中小企業を支援するため、市町村が行う雇用調整助成金の上乗せ補助に要する経費に対する支援
- 内定取消者等を対象とした再就職支援
新型コロナウイルス感染症の影響により、民間企業から内定を取り消された方又は採用を延期されている方に対し、県内企業への就職までの間、会計年度任用職員として任用しつつ、再就職を支援

<お問合せ先>

商工労働観光部 定住推進・雇用労働室 TEL：019-629-5591
総務部 人事課 TEL：019-629-5073

III. 地域経済を支える産業支援**●商品開発や販路拡大、需要喚起への対応**

- 買うなら岩手のもの運動展開事業費【5百万円】 **補正（新規）**
県民の県産品の消費を促進し、県内生産者や事業者を支援する「買うなら岩手のもの運動～買って、食べて地域を元気に応援キャンペーン～」による消費拡大PRを実施
- 県産布製マスク供給事業費【16百万円】 **補正（新規）**
県内の縫製事業者に布製マスクの製造・配布を委託
- 通信販売や中食などの新たな市場ニーズをとらえた商品開発の支援
いわて希望応援ファンド助成金を活用し、通信販売や中食などで需要が伸びている分野の商品開発と販路拡大を支援（公募期間3/25～5/8）→受付終了
- 通信販売や中食などの新たな市場ニーズをとらえた販路拡大の支援
新型コロナウイルス感染症収束後を見据え、岩手食の大商談会等（10月以降開催）において、通信販売や中食などで需要が伸びている商品のPRや関連分野のバイヤー招聘を実施

<お問合せ先>

商工労働観光部 産業経済交流課 TEL：019-629-5536



新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の主な支援策

令和2年4月30日、新型コロナウイルスの感染拡大に対応する緊急経済対策を盛り込んだ令和2年度補正予算が可決、成立いたしました。これに基づき、経済産業省では、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている中小・小規模事業者や個人事業主の事業の継続を強力に後押しするため各種支援策を実施いたします。以下では、『持続化給付金』とともに、『雇用調整助成金』の特例拡充についてご紹介します。

持続化給付金

○ **制度趣旨**：新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインバウンドの急減や営業自粛等により特に大きな影響を受けている中堅企業、中小企業等及びフリーランスを含む個人事業者に対して事業の継続を支え、再起の糧とするため事業全般に広く使える給付金を給付します。

○ **給付額**：法人は200万円、個人事業者は100万円（但し昨年1年間の売上からの減少分が上限）

○ 支給対象の主な要件

1. 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること（以下「対象月」という）

※ 対象月は、2020年1月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を任意で選択できます。

※ 対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金などの現金給付を除いて算定することができます。

2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること

3. 法人の場合は、2020年4月1日時点で以下のいずれかを満たすことが必要です。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は以下のいずれかを満たす法人であることが必要です。

- ① 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
- ② 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること

※ 医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

※ 2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※ 一度給付を受けた方は、再度給付を申請することができません。

○ 給付金額の算定

■ 給付額の算定方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

■ 算出例 (法人・3月決算)

- ・ 直前事業年度(2019年度)の年間事業収入：500万円
- ・ 直前事業年度(2019年度)の4月の事業収入：50万円
- ・ 2020年4月の事業収入：20万円

2019年度	2019年										2020年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	50	30	40	50	40	30	40	50	50	50	30	40	
2020年度	2020年										2021年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	20												

直前事業年度(2019年度)の4月分の月間事業収入が50万円
で2020年4月の月間事業収入が20万円であり、前年同月
比で50%以上減少しているため給付対象。

260万円 = 500万円 - 20万円×12ヶ月

260万円 > 200万円(上限額)

⇒ 給付額 200万円

○ **申請期間：令和2年5月1日(金)から令和3年1月15日(金)までとなります。**

(電子申請の送信完了の締め切りが令和3年1月15日(金)の24時までとなります)

○ **給付時期：申請後、通常2週間程度(登録の銀行口座に振込)**

○ **申請方法：Web上での申請「電子申請」を基本とします**

※ 申請にあたり、GビズIDを取得する必要はありません。

※ システムメンテナンスのため毎日02:00~03:00は利用できません。

※ 5月末までに全国400箇所以上に「申請サポート会場」を設置する予定です(決定次第公表)

○ **申請の流れ(概略)**

1	支給対象の要件などを確認し、申請に必要な証拠書類(添付書類)を準備します。
2	持続化給付金ホームページ (https://jizokuka-kyufu.jp) へアクセス 【申請する】ボタンを押して、メールアドレスなどを入力 ⇒ 【仮登録】されます。
3	入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認し、【本登録】を行います。
4	ID・パスワードを入力すると【マイページ】が作成されます。
5	マイページから申請情報を入力、証拠書類(添付書類)をアップロードして申請します。
6	持続化給付金事務局で申請内容を確認(申請に不備があった場合はメールとマイページへの通知で連絡が入ります)
7	通常2週間程度で給付通知書を発送 ⇒ ご登録の銀行口座に入金されます。

○ **申請に必要な書類**

確定申告書類	売上台帳等	通帳(口座情報)	本人確認書類
[法人] ・確定申告書別表一の控え ・法人事業概況説明書の控え ※対象月の属する事業年度の直前事業年度分 [個人事業者] ・確定申告書第一表の控え ・青色申告決算書の控え(青色申告の場合) ※いずれも2019年分	[共通] 2020年分の対象月の事業収入がわかる売上台帳等。例えば以下のもの(フォーマットの指定はありません) ・経理ソフトにより抽出した売上データ ・エクセル等により作成した売上データ ・手書きの売上台帳のコピー等	[法人] 法人名義の口座の通帳の写し(法人の代表者名義も可) [個人事業者] 申請者名義の口座の通帳の写し ※電子通帳など紙媒体の通帳がない場合は画面コピーの画像も可	[法人] 不要 [個人事業者] 以下のいずれか ・運転免許証 ・個人番号カード ・住民基本台帳カード ・在留カード等

※ 確定申告書第一表の控には、原則、收受日付印が押印(受付日時が印字)されていること、e-Taxによる申告の場合は「受信通知」を添付することが必要です。

※ スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真でも可能です。

※ データの保存形式はPDF・JPG・PNG。書類は一つずつファイルをご準備ください(1ファイル10MBまで)

○ **お問い合わせ・相談窓口：持続化給付金事業コールセンター**

フリーダイヤル：0120-115-570 / IP電話専用回線(通話料がかかります)：03-6831-0613

LINEで質問することも可能です。LINEアカウント(LINE ID)：@kyufukin_line

	5月・6月	7月	8月以降
受付時間	全日 8:30~19:00	日曜日~金曜日 8:30~19:00 (土祝日を除く)	日曜日~金曜日 8:30~17:00 (土祝日を除く)

雇用調整助成金

(5月1日時点)

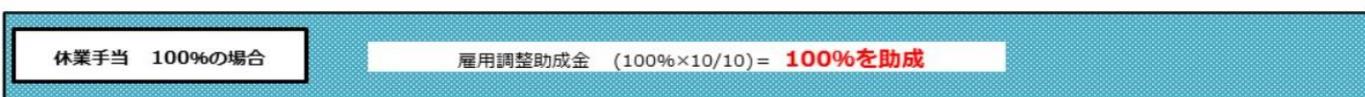
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を支援するため、**4月1日～6月30日の緊急対応期間中は、全国で、全ての業種の事業主**を対象に、雇用調整助成金の特例措置を実施します。

雇用調整助成金の特例を更に拡充します (R2.5.1発表)

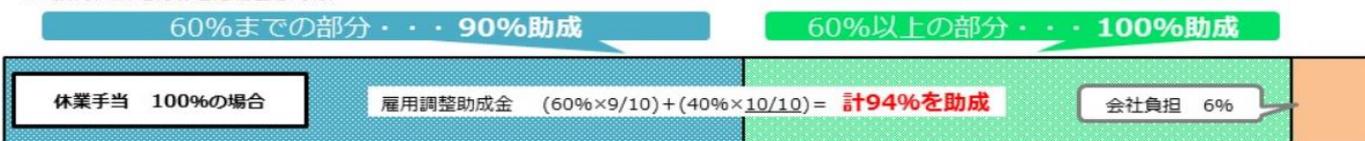
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を支援し、働く方の生活の安定を図るため、4/1～6/30の緊急対応期間中に限り、以下の拡充を行います

拡充1. 一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を10/10とする (1人1日当たり8,330円が上限)

- 中小企業であり、解雇等を行わず雇用を維持している場合
 - 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること
 - 以下のいずれかに該当する手当を支払っていること
 - ①労働者の休業に対して**100%の休業手当を支払っていること**
 - ②**上限額(8,330円)以上の休業手当を支払っていること**(支払率60%以上である場合に限り)
- ※ 教育訓練を行わせた場合も同様

**拡充2. 休業手当の支払率60%超の部分の助成率を特例的に10/10とする (1人1日当たり8,330円が上限)**

- 中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合、休業手当60%を超えて支給する部分に係る助成率を**10/10**とする。
- ※ 教育訓練を行わせた場合も同様



適用日 4月8日以降の休業等から遡って、緊急対応期間(4/1～6/30)中に限り適用

○ 支給対象となる事業主

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置は、以下の条件を満たす事業主が対象です。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※)
※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。
3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

○ 助成対象となる労働者

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが助成対象です。

学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当も、「緊急雇用安定助成金」の支給対象となります。

○ 助成額

$(\text{平均賃金額}(\text{※}) \times \text{休業手当等の支払率}) \times \text{下表の助成率}$ (1人1日あたり8,330円が上限)

※平均賃金額の算定について、一定規模以下の事業所は簡略化する特例措置を実施する予定です。

区分	大企業	中小企業
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	2/3	4/5 (※)
解雇をしていないなどの上乗せの要件を満たす事業主	3/4	9/10 (※)

※新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請に協力し、その他要件を一部または全部満たす事業主に対しては、助成率を10/10に拡充しています。
(なお、第2次補正予算案において、1人1日あたり8,330円の上限額を、15,000円に引き上げる方針)

○ 支給対象日数

本助成金の支給限度日数は原則として1年間で100日分、3年で150日分ですが、緊急対応期間中(令和2年4月1日～令和2年6月30日)に実施した休業などは、この支給限度日数とは別に支給を受けることができます。

- ◆ 本記事に関する詳細は、厚生労働省の特設ページをご覧ください。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

<お問合せ先> 岩手労働局 職業対策課分室 助成金相談コーナー **TEL : 019-606-3285**
公共職業安定所 (ハローワーク) 【宮古・花巻・一関・水沢・北上】

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

納税猶予・納付期限の延長

- ◆ 昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、以下の措置を講じています。

【申告（及び納税）にお困りの方】

申告・納税 期限の延長	全事業者	申告が必要な以下の税 (・申告所得税（及び復興特別所得税） ・法人税 ・消費税 ・贈与税 ・相続税の申告) (※) → 申告期限以降も、 柔軟に受付 ➢ 基本的には、延滞税・利子税は発生しません ➢ 申告書の作成又は来署することが可能になった時点での税務署への申出で受け付けます。
----------------	------	--

※上記以外の税目についても個別に延長対応している場合があります

【お支払いが困難な方】

納税の猶予	事業収入 が減少	基本的にすべての税 ➢ 2020年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において、事業収入が減少（前年同期比概ね20%以上） ➢ 無担保+延滞税なしで、1年間納税猶予
-------	-------------	--

固定資産税・都市計画税について、納税が減免・延長

<固定資産税・都市計画税の減免>

- ◆ 中小企業・小規模事業者（個人事業者も含まれます）の保有する建物や設備等の2021年の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、減免します。

《減免対象》 ※いずれも市町村税

- ・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）
- ・事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

2020年2月～10月までの任意の連続する 3ヶ月間の売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上 50%未満減少	2分の1
50%以上減少	全額

※賃料を割り引いたり、支払いの延期に応じた結果、事業収入が減少した中小企業者も対象です。

<固定資産税の特例（固定ゼロ）の拡充・延長>

- ◆ 現在、中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が減免されますが、今般、本特例の定期用対象に、事業用家屋と構築物を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長します。

対象地域	全国 1,646 自治体（うち 1,642 がゼロ（2月末時点）） ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村
対象設備	事業用家屋と構築物を対象追加 ・事業用家屋：取得価額の合計額が300万円以上の先端設備とともに導入されたもの ・構築物：旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの ※すでに「先端設備導入計画」の申請をしている方は、計画を変更し、事業用家屋と構築物の導入について同計画中に位置づける必要があります。
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%）について、投資後3年間、ゼロ～1/2に軽減

特別貸付に係る印紙税が非課税に

- ◆ 公的金融機関や民間金融機関が、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者に対して行う特別貸付に係る契約書については、印紙税が非課税となります。

国税、地方税等について様々な税制措置が講じられています。詳しくは、以下をご覧ください。

◇ 経済産業省「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」

URL：<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

◇ 財務省：https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html

◇ 総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html



新型コロナウイルス感染症による影響調査の結果報告

本会では、新型コロナウイルス感染症の経営への影響を探るため、4月上旬から中旬にかけて会員組合 393 先と、組合員事業所約 1 千社に対して調査を実施いたしました。お忙しい中、ご協力いただいた組合・組合員事業所の皆様には、この場をお借りして御礼申し上げます。調査票の回収件数は 177 組合（回収率 45.0%）、370 事業者（回収率 31.4%）です（4月17日締切）。以下では、調査結果の概要についてお知らせします。

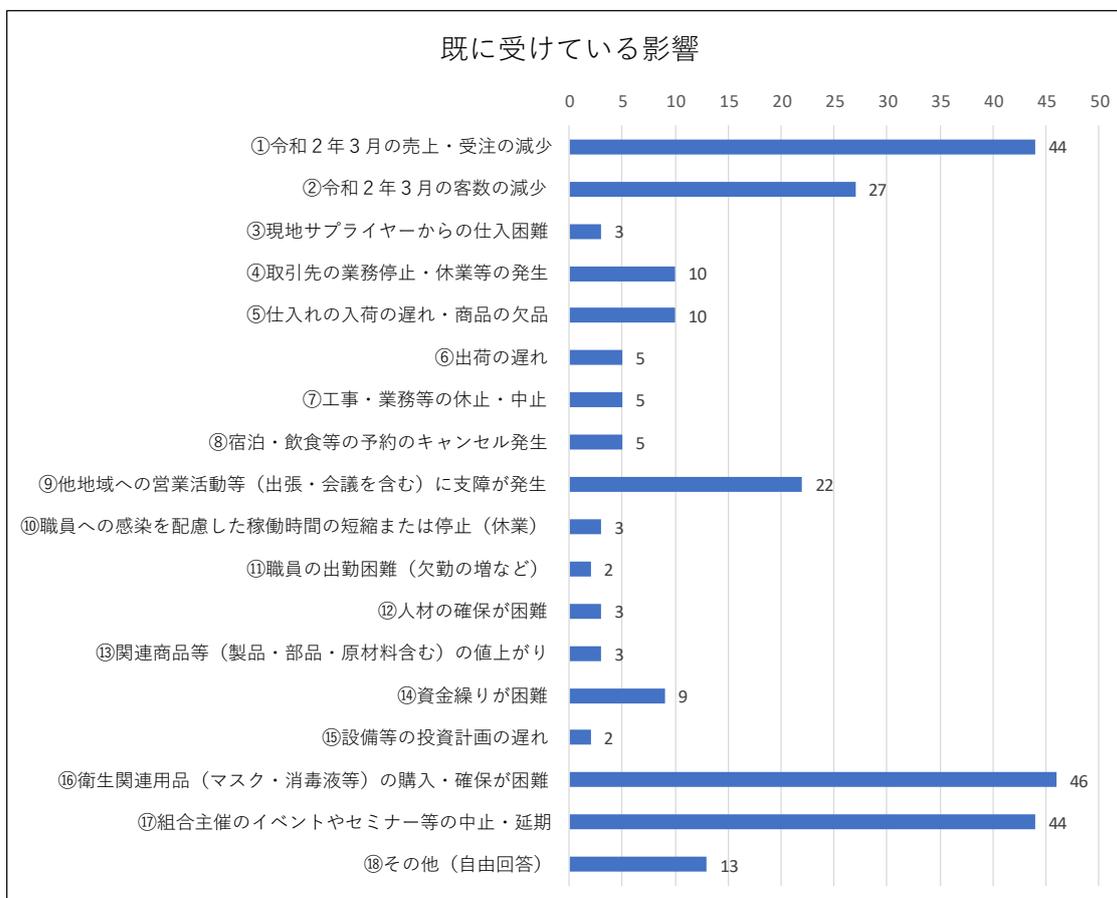
1. 「A 組合宛調査票」の集計結果（概要）

（問1）貴組合では”現時点”で新型コロナウイルス感染症による経営への影響を受けていますか？

- ・ ②「影響はない」が 98 組合と多く、①「すでに影響を受けている」が 79 組合となっている。

（問2）問1で①「すでに影響を受けている」と回答された方にお聞きします。具体的にどのような影響が出ていますか？

- ・ ⑩「衛生関連用品（マスク・消毒液等）の購入・確保が困難」（46 組合）が最も多く、次いで①「令和 2 年 3 月の売上、受注の減少」、⑰「組合主催のイベントやセミナー等の中止・延期」（いずれも 44 組合）、②「令和 2 年 3 月の客数の減少」（27 組合）の順。
- ・ ①「令和 2 年 3 月の売上・受注の減少」と回答した組合の減少額（概算）では、「200 万円～1,000 万円」が最も多く、減少額の平均値は 4,952 千円となっている。また、当該組合の対前年同期比減少率は「50%以上」の回答が最も多い（対前年同期比減少率の平均値は 28.5%）。
- ・ ②「令和 2 年 3 月の客数の減少」と回答した組合の客数の対前年同期比減少率としては、「40%以上 50%未満」が 46%で最も多い（対前年同期比減少率の平均値は 36.7%）。

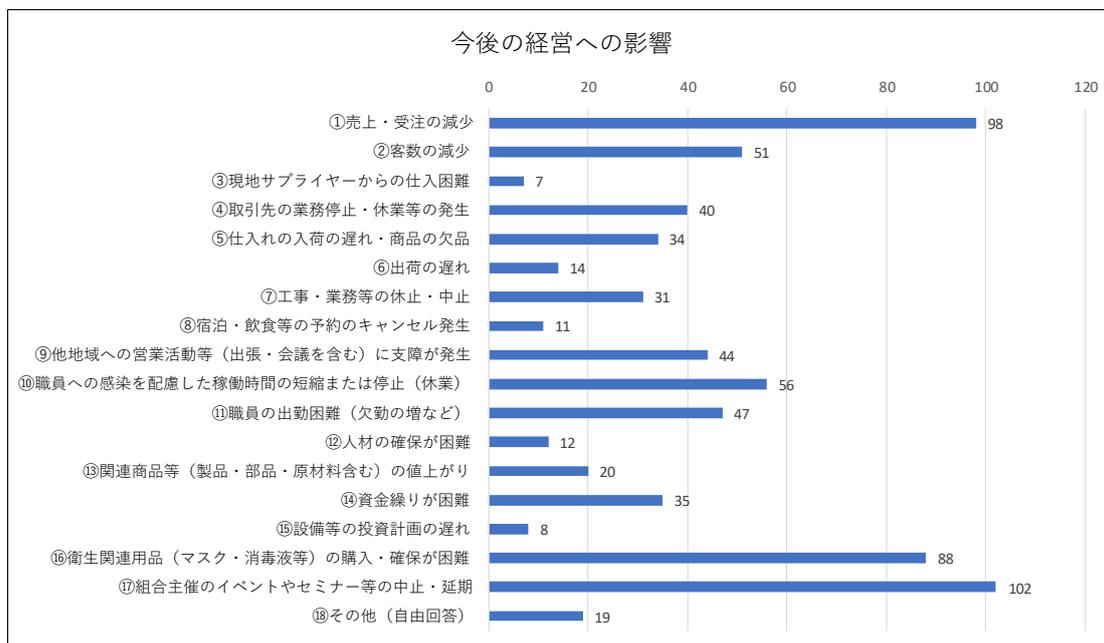


⑱その他（自由回答）に記載の主な内容

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 休校に伴う学校給食の停止 ・ 出荷価格の値下がり、出荷制限等 ・ 取引先による春のイベント及びセール中止 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 組合会館の会合、展示会等のキャンセル ・ 組合員の売上減少に伴う販売不振 ・ 委託事業の延期等 |
|--|---|

(問3) 新型コロナウイルス感染症による”今後”の経営への影響について、どのように予想されますか？

・ ⑰「組合主催のイベントやセミナー等の中止・延期」(102組合)が最も多く、①「売上、受注の減少」(98組合)、⑯「衛生関連用品(マスク・消毒液等)の購入・確保が困難」(88組合)の順。



⑱その他(自由回答)に記載の主な内容

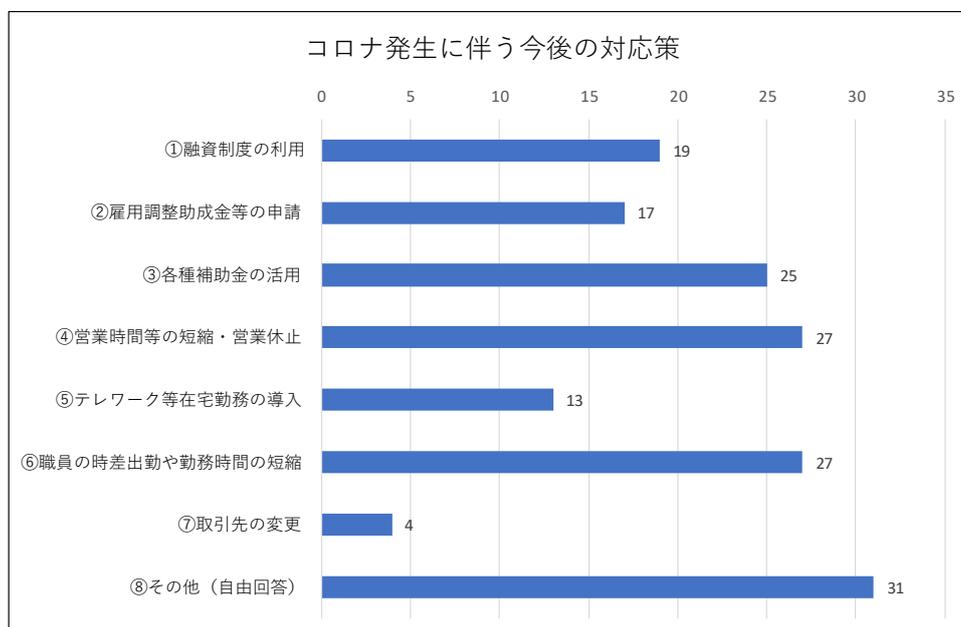
<ul style="list-style-type: none"> ・ 休校に伴う学校給食の停止 ・ 出荷価格の値下がり、出荷制限等 ・ 取引先による春のイベント及びセール中止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合会館の会合、展示会等のキャンセル ・ 組合員の売上減少に伴う販売不振 ・ 委託事業の延期等
--	---

(問4) 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い何らかの対応をとっていますか？

・ 多い順に③「対応をとっていない」(82組合)、②「対応をとる可能性がある」(54組合)、①「すでに対応をとっている」(36組合)となっている。

(問5) 問4で①「すでに対応をとっている」または②「対応をとる可能性がある」と回答した組合に伺います。どのような対応をとっていますか、またとる可能性がありますか？

・ ⑧「その他」(31組合)が最も多く、④「営業時間等の短縮・営業休止」、⑥「職員の時差出勤や勤務時間の短縮」(いずれも27組合)、③「各種補助金の活用」(25組合)の順。



⑧その他（自由回答）に記載の主な内容

<ul style="list-style-type: none"> ・総会開催方法の変更、会議等の縮小 ・マスクの配布、消毒アルコール設置等 ・職員の対応マニュアル、店内の消毒等 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕入れ調整、原材料の購入契約の見直し等 ・支援策や問い合わせ先の組合員への周知 ・技能実習生の実習計画の変更・届出・申請等
---	--

（問6）新型コロナウイルス感染症に関し、国・県等への要望や期待する施策、意見等がありましたらご記入下さい。

・ 主な内容は下記のとおり。

金融関連	<ul style="list-style-type: none"> ・運転資金の速やかな融資の実現 ・手続きが簡素で受給要件が緩和された給付金の交付 ・予約のキャンセルによる損失の補填、高度化資金の債権放棄 ・スピーディーな給付・補助の実施 ・身近な金融機関における政府対策貸付窓口の創設 	税制関連	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税、消費税、固定資産税の減免 ・消費税率の引下げ ・消費税の中期的な軽減（5%または0%） ・消費税の納税期限の1年延長
労働関連	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークが困難な労働者への事業者の対応指針の明示 ・営業時間短縮等で目減りする賃金の補填 ・雇用調整助成金の支給要件の更なる緩和と早期支給 ・営業休止になった場合の休業手当全額補助 	官公庁関連	<ul style="list-style-type: none"> ・納期延長とウイルス感染時の業務委託等の特例措置 ・中小企業に対する損失補填 ・民間発注の減少を見据えた公共事業の早期発注 ・公共事業の安定的予算確保と年間計画に沿った発注等の平準化 ・造林請負やカラマツ、アカマツ、広葉樹等立木販売の拡大施策

2. 「B組合員事業者宛調査票」の集計結果（概要）

※調査内容は組合宛調査票と同一のため、紙面の都合上グラフは省略させていただきます。

（問1）貴事業所では”現時点”で新型コロナウイルス感染症による経営への影響を受けていますか？

- ・ ①「すでに影響を受けている」が 231 事業者と多く、②「影響はない」が 139 事業者となっている。
- ⇒ 影響なし回答の多かった組合とは異なっている。

（問2）問1で①「すでに影響を受けている」と回答された方にお聞きします。具体的にどのような影響が出ていますか？

- ・ ①「令和2年3月の売上、受注の減少」（173 事業者）が突出して多く、⑩「衛生関連用品（マスク・消毒液等）の購入・確保が困難」（125 事業者）、②「令和2年3月の客数の減少」（114 事業者）の順。
- ・ ①「令和2年3月の売上、受注の減少」に関して、売上受注の減少額は、最大で1億円超の減少、昨年3月比では99%の減少との回答があった。
- ・ ②「令和2年3月の客数の減少」に関して、主に小売業において客数が90%以上減少の回答もあるなど、非常に深刻な状況が窺える。
- ⇒ マスク等の確保難の回答が多かったのが、組合とは異なっている。

（問3）新型コロナウイルス感染症による”今後”の経営への影響について、どのように予想されますか？

- ・ ①「売上、受注の減少」（324 事業者）が最も多く、⑩「生活衛生関連用品（マスク・消毒液等）の購入・確保が困難」（209 事業者）、⑤「仕入れの入荷の遅れ・商品の欠品」（175 事業者）、②「客数の減少」（173 事業者）の順。
- ・ そのほか、④「取引先の業務停止・休業等の発生」や⑤「仕入入荷の遅れ・商品の欠品」、⑭「資金繰りが困難」の回答が多い。

（問4）新型コロナウイルス感染症の発生に伴い何らかの対応をとっていますか？

- ・ 多い順に②「対応をとる可能性がある」（182 事業者）、③「対応をとっていない」（94 事業者）、①「すでに対応をとっている」（82 事業者）となっている。
- ⇒ 対応をとっていないとの回答が多かった組合とは異なっている。

（問5）問4で①「すでに対応をとっている」または②「対応をとる可能性がある」と回答した事業者に伺います。どのような対応をとっていますか、また、とる可能性がありますか。

- ・ ③「各種補助金の活用」（121 事業者）が最も多く、①「融資制度の利用」（119 事業者）、④「営業時間等の短縮・営業休止」（116 事業者）の順。
- ・ それ以外では、②「雇用調整助成金等の申請」、④「営業時間等短縮・営業休止」の回答が多い。
- ⇒ 融資よりも補助金を期待する回答が多かった。



取引力強化推進事業 公募のご案内

本会では、取引力強化推進事業の公募を行っております。当事業は、中小企業者・小規模事業者の取引力強化を図るために組合が行うホームページやチラシの作成等、共同事業の活性化・組合員の受注促進等の取り組みに対して支援を行う事業です。

○補助対象者

- ・事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- ・事業協同小組合及び企業組合
- ・協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下のもの又は組合員の4分の3以上が協業実施直前において小規模事業者であったもの。
- ・事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- ・その他の特別の法律に基づく組合及びその連合会にあっては、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であって構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。
- ・一般社団法人（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であるものに限る。）であって、構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの。

※小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人

○補助対象となる事業内容

- ・共同事業活性化：共同購買や共同宣伝のため、組合事業や組合員の企業・事業紹介等を行う組合ホームページやチラシ等の検討や作成等を行う事業。
- ・受注促進：共同受注促進のため、組合ブランド商品のホームページやチラシ等の検討や作成等を行う事業。
- ・ブランド構築：連携によるブランド構築を目指す事業であって、共同宣伝、共同受注の実現に向けた、ブランドコンセプト、運用基準、ロゴ、統一パッケージ等の検討・作成を行う事業
- ・取引条件改善：団体協約の締結や取引条件の改善に向けた交渉等、組合員の取引条件の改善、構造改革を促進するために行う事業。
- ・その他：業界の特徴等を踏まえて行う中小企業・小規模事業者の取引力強化を促進するための事業。

○対象経費

謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷費、会場借上料、雑役務費、通信運搬費、委託費

○補助金額・補助率

1件当たりの補助金額は100千円以上300千円以内（税抜）とし、補助対象経費総額（税抜）の2/3を助成します。

○募集期間

令和2年4月21日（火）～6月30日（火）

○応募方法

詳しい内容や申請様式の入手等は本会ホームページをご覧ください。連携支援部へお問い合わせ下さい。



安定的な雇用の確保等に関する要請書を受理

本会は、5月18日(月)、小鹿昌也岩手労働局長、達増拓也岩手県知事、谷藤裕明盛岡市長が来会し、3機関連名による「安定的な雇用の確保等に関する要請書」を小山田会長が受理した。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国内経済は自粛や休業に伴う消費の落ち込みから、特に中小企業・小規模事業者にとっては事業存続に関わる事態が生じ、雇用の維持・確保が強く危惧される状況にあることから、安定的な雇用の確保等に向け、以下の項目について要請を受けたものである。



- 1. 新規学卒者の採用枠の確保**：岩手の未来を担う若者を育成するという認識のもと、早期の求人票の提出及び新規学卒者に対する十分な会社側からの説明機会の確保、早期の適正な採用選考活動を通じて、引き続き新規学卒者の積極的な採用に努められたいこと。
- 2. 安定的な雇用の確保**：地域経済の回復と震災からの復興にとって、雇用の維持・確保は極めて重要であるという認識のもと、雇用調整助成金の特例措置等を最大限に活用し、安定的な雇用の確保に努めて頂くとともに、非正規雇用労働者の正職員転換・待遇改善に努められたいこと。
- 3. 多様な人材の雇用の場の確保**：働く意欲のある全ての者、能力を生かして希望する仕事に就き、地域で自立して生活していける社会を実現するという認識のもと、多様な人材の雇用の場の確保に努められたいこと。また、就職氷河期世代については国の支援プログラムにより今後三年間で集中的に支援を行っていくこととしており、貴団体においても積極的な取組に努められたいこと。
- 4. 女性の活躍促進に向けた雇用環境の確保**：女性が仕事を通じた様々な経験や成長、経済的な自立、社会との関わり等を得ることができるようにするため、働くことを希望する女性がその希望に応じた働き方を実現できるような雇用環境の整備に努められたいこと。
- 5. 働き方改革に向けた取組の推進**：仕事と生活の調和や生産性の向上を推進することは、地域の社会経済の維持、発展にも資するという認識のもと、各職場において、在宅勤務などテレワークの導入・実践や時差出勤の奨励を通じて人と人との接触を低減する取組を推進するとともに、長時間労働を是正するなど、労働環境の改善に向けた積極的な取組に努められたいこと。

障害者を雇用する事業主への給付金のご案内

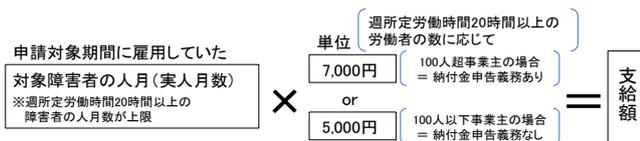
週 10～20 時間未満で働くことができる障害者である労働者を雇用する事業主に対する支援として、新たに、「**特例給付金**」が支給されることになりました。

1. 支給対象となる障害者（以下「対象障害者」という。）

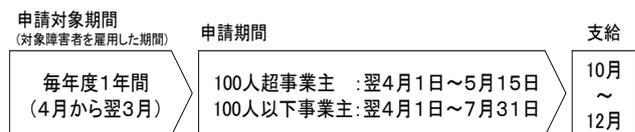
次のいずれも満たす障害者

- (1) 障害者手帳を保持する障害者（次の手帳等を保持する障害者）
- (2) 1年を超えて雇用される障害者（見込みを含む）
- (3) 週所定労働時間が10時間以上20時間未満の障害者

2. 支給額



3. 申請から支給までの流れ



(注)・申請期間経過後に申請しても支給できません。

- ・100人超事業主においては納付金の申告と同時に申請することとなります。
- ・100人以下事業主のうち報奨金を申請する事業主は当該申請と同時に申請することとなります。
- ・年度の途中で事業を廃止等した場合は、事業を廃止等した日から45日以内に申請してください。

4. 申請書の提出先 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）

5. 申請書の提出方法 「機構のHPから電子申請」又は「機構都道府県支部へ郵送又は持参」

6. お問い合わせ先 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 岩手支部 高齢・障害者業務課 (TEL : 019-654-2081 FAX : 019-654-2082)

中小企業三団体 最低賃金に関する要望をまとめる

全国中小企業団体中央会（森洋会長）、日本商工会議所（三村明夫会頭）、全国商工会連合会（森義久会長）は連名で最低賃金に関する要望を取りまとめました。内容は以下のとおりです。

最低賃金に関する要望

～引上げ凍結も視野に、明確な根拠のもとで納得感ある水準の決定を～

2020年4月16日

日本商工会議所
全国商工会連合会
全国中小企業団体中央会

新型コロナウイルスの感染拡大が世界経済に甚大な影響を及ぼしている。わが国においても広範囲の業種、地域が突然の需要喪失により、かつてない苦境に直面している。また、過去の震災や近年の台風等の自然災害を受けた地域の事業者においては、二重、三重の苦難に陥っている。特に、経営基盤の脆弱な中小企業・小規模事業者では倒産・廃業が日を迫るごとに増加することが懸念されており、政府は累次の緊急対応策において「中小企業・小規模事業者を守る」との方針のもと、資金繰り、雇用の面からの支援策を果敢に実行している。多くの中小企業・小規模事業者はこれらの支援策を活用しながら、事業の存続と雇用の維持に懸命の努力をしているところである。

一方、最低賃金の主たる役割・機能は労働者のセーフティネット保障であるが、政府方針により、明確な根拠が示されていない中で、中小企業・小規模事業者の経営実態を超える3%台の大幅な引上げが4年連続で行われている。特に、今日の経済有事とも言える状況においては、あらゆる政策を総動員し中小企業・小規模事業者の窮状を下支えすることが急務であるが、こうした中であらゆる企業に強制力をもって適用される最低賃金を大幅に引上げることは、中小企業・小規模事業者の窮状に拍車をかけることが強く懸念される。

以上の状況を踏まえ、われわれ中小企業三団体は、今年度の審議にあたり、政府に対して強く要望する。

記

- ①昨年6月に新たに設定された「『より早期に』全国加重平均が1,000円になることを目指す」という政府方針は「緩やかな景気回復」を前提としていることから、現下の危機的な経済情勢や賃上げの実態を反映した新たな政府方針を設定すること。
- ②わが国経済が未曾有の危機に直面している中、リーマンショック時の2009年度の引上げ率は1.42%、東日本大震災時の2011年度は0.96%であったことを踏まえ、今年度の審議では、中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮するとともに、現下の危機的な経済情勢を反映し、引上げの凍結も視野に、明確な根拠に基づく、納得感のある水準を決定すること。
- ③余力がある企業は賃上げに前向きに取り組むべきことは言うまでもないが、政府は賃金水準の引上げに際して、強制力のある最低賃金の引上げを政策的に用いるべきではなく、生産性向上や取引適正化への支援等により中小企業・小規模事業者が自発的に賃上げできる環境を整備すること。

以上



1. 全国の景況

(全国中小企業団体中央会令和2年4月27日発表)

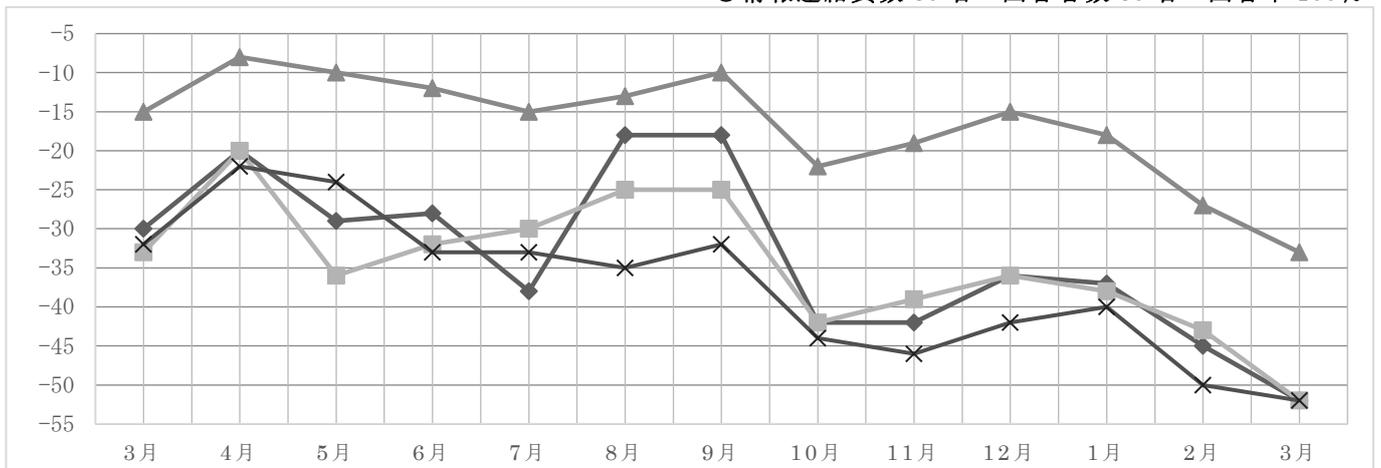
3月末時点では2月末と比較し、ほとんどの業種のDIが悪化し、新型コロナウイルスの影響の深刻さが窺える。資金繰りDIも悪化傾向であり、このまま長期化すると事業継続に言及する声も寄せられている。業種を問わず、先行きを注視していく必要がある。

2. 景況天気図（県内）…令和2年2月と令和2年3月のDI比較

令和2年 3月分	全産業			製造業			非製造業			30以上
	2月	3月	前月比	2月	3月	前月比	2月	3月	前月比	
売上高	 △45	 △52	7P↘	 △57	 △43	14P↗	 △38	 △56	18P↘	△9~9
在庫数量	 △17	 △12	5P↘	 △10	 △5	5P↘	 △24	 △19	5P↘	△10~△29
販売価格	 △3	 △5	2P↘	 △5	 0	5P↗	 △3	 △8	5P↘	△30~△49
取引条件	 △17	 △18	1P↘	 △10	 △14	4P↘	 △21	 △21	0P→	△50以下
収益状況	 △43	 △52	9P↘	 △52	 △43	9P↗	 △38	 △56	18P↘	
資金繰り	 △27	 △33	6P↘	 △19	 △29	10P↘	 △31	 △36	5P↘	
設備操業度	 △29	 △33	4P↘	 △29	 △33	4P↘	-	-	-	
雇用人員	 △18	 △20	2P↘	 △10	 △10	0P→	 △23	 △26	3P↘	
業界の景況	 △50	 △52	2P↘	 △57	 △48	9P↗	 △46	 △54	8P↘	

DI (Diffusion Index) とは、景気動向指数や景気判断指数と呼ばれており、景気動向を早期に把握するために使われる指標である。「増加・上昇・好転」といったプラス回答の比率から「減少・低下・悪化」というマイナス回答の比率を差し引いた指数のこと。

3. 全産業（県内）…平成31年3月～令和2年3月DI推移（売上高・収益・資金繰り・景況）

○情報連絡員数60名・回答者数60名・回答率100%

令和2年3月DI 《 ◆…売上 -52 ■…収益 -52 ▲…資金繰り -33 ×…景況 -52 》

4. 各業種の概況（県内）…令和2年3月分

◇パン製造業

臨時休校措置で、学校給食用主食（パン・米飯）の受託加工が専業の事業所の中には、3月の売上がほぼゼロというところもある。

◇酒類製造業

業界では多忙を極める時期であった。出口の見えない今回の状況で酒造業界も甚大な影響を受け、酒類の在庫を抱え耐えている。

◇めん類製造業

お土産品、ギフト等の売上は減少したもののスーパー、生協等の乾麺の需要が増えた。また、段ボール、ポリ袋等の資材の確保が重要になる。

◇一般製材業

県内の素材需給は、新型コロナウイルス感染症の影響で合板工場の減産が始まっており、今後、素材の滞留などが心配されている。

◇印刷・同関連業

新型コロナウイルスの影響は、イベントのキャンセルによる印刷物の発注中止に顕著である。

◇生コンクリート製造業

復興特需等の反動減で減少に歯止めがかからず、大幅に減少した。

◇銑鉄鋳物製造業

南部鉄器の需要は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、国内主要観光地、国際空港、首都圏・大阪等のデパートのアンテナショップ、小売店の休業などで大きく減少している。

◇金属製品製造業

新型コロナウイルスの影響による建築計画の延期や中止への懸念が広がり一気に景況感が悪化。

◇一般機械器具製造業

コロナウイルスの影響で新規受注案件が、部品調達ができない・完成しても収めることができない等の理由から見送りとなった企業がある。

◇野菜果実卸売業

コロナウイルスの影響で学校給食や飲食・ホテル旅館等の業務筋の取り扱いが伸び悩むと見込まれるが、反面自宅待機やテレワーク等で家庭での生鮮野菜の需要が伸びる可能性がある。

◇酒・調味料小売業

ホテル・飲食店では、いまだ予約のキャンセルが続き、業種を問わず全業種の売上が激減している。

◇燃料小売業

新型コロナウイルスの影響により、学校、体育施設、宿泊施設への納入が減少し、売上の減少が続く。

◇野菜・果実小売業

新型コロナウイルス拡大の影響で見通しの立たない状況下で年度末には学校の一斉休校があり低調、学校等への納入業務を中心に一気に変化した。

◇食肉小売業

新型コロナウイルスの拡大に伴い、海外や県内外からの移入禁止や移動自粛により飲食店や宿泊施設の利用者の減少やキャンセルにより、食肉販売事業者の中で卸売り事業者は大打撃となる。

◇各種商品小売業

食品は健闘しているが、ファッション関係・フードコートが厳しい。滞留時間が短くなり、大々的な販促活動が、できにくい状況になっている。

◇商店街（盛岡市）

新型コロナウイルス感染症の影響で、商店街の来街客は大きく減少している。特に飲食店は、書き入れ時に歓送迎会が入らず深刻な状況である。

◇自動車整備業

物流や人の動きの滞りが強まると、休車による車検・点検整備の先延ばし等での整備需要の減少も懸念される。

◇飲食業

新型コロナウイルス感染対策の自粛で来客数が減少している。早く終息することを願う。

◇旅館業

新型コロナウイルス感染症の影響は多大、休館日・休業日設定の対応も多数発生。融資申請への動きが加速している。

◇建物サービス業

コロナウイルスの影響で必要資材が手に入らず、業務に支障が出始めている。また、イベント等もキャンセルが相次ぎ、売上・受注減となる。

◇旅行業

修学旅行やツアーがキャンセルや延期、オリンピックの延期、イベントなども相次ぎ中止や延期となり、業界中に危機感が拡大している。

◇土木工事業

公共工事も震災復興工事が終了したことで、価格競争が以前より厳しくなっているので受注活動により一層力を入れる必要がある。

◇一般乗用旅客自動車運送業

新型コロナウイルス感染拡大が過去に例を見ない収益悪化を招いている。組合員の企業収益もここ数か月大幅に落ち込んでいる状況にあり、雇用・設備維持など、企業経営に深刻な影響を及ぼしている。

訃報 本会理事 岩清水 晃 氏 逝去

4月12日(日)午後4時21分、病気のため、お亡くなりになりました。
 氏は1996年に株式会社岩鑄の代表取締役社長に、2019年には会長に就任されました。また、2000年から南部鉄器協同組合の代表理事、岩手県南部鉄器協同組合連合会の会長に就任されました。
 2017年に盛岡市市勢振興功労者に選ばれ、2019年には伝統的工芸品産業功労者等表彰経済産業大臣功労賞を受賞し、南部鉄器の魅力を全国、世界へ発信されるなど、業界の発展に寄与されました。ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。



第65回岩手県中小企業団体通常総会開催のご案内

本会の令和元年度における事業活動状況をご報告申し上げるとともに、令和2年度の事業計画・収支予算等についてご審議いただくため、第65回通常総会を下記により開催することと致しました。詳細は後日ご案内申し上げます。

- 開催日時 令和2年6月19日(金) 15:00～
- 開催場所 ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング 4F メトロポリタンホール
(盛岡市盛岡駅前北通 2-27 [TEL:019-625-1244](tel:019-625-1244))

○担当：統括管理部 TEL：019-624-1363

第72回中小企業団体全国大会開催のご案内

下記日程にて、第72回中小企業団体全国大会の開催を予定しておりますので、お知らせ致します。

- 開催日時 令和2年10月22日(木) 14:00～17:00(予定)
- 開催場所 ザ・ヒロサワ・シティ会館(茨城県立県民文化センター)
茨城県水戸市千波町東久保 697 番地
- 大会内容 祝辞、議事、表彰式、大会宣言

※例年、本会では全国大会ツアーを企画しておりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度の企画は未定となっております。 ○担当：企画振興部 TEL：019-624-1363

岩手働き方改革推進支援センター移転のお知らせ

本年度、岩手働き方改革推進支援センターは委託先変更に伴い、連絡先等も下記のとおり変更になりました。

なお、センターによる支援内容はこれまで通りとなっております。

1. 委託先 株式会社タスクール Plus
2. センター所在地 〒020-0861 岩手県盛岡市仙北 2-10-17 MSビル2号室
3. 電話番号 0120-664-643

岩手県中小企業団体中央会 主要日誌 令和2年5月分

■岩手県中央会主な実施事業等		■関係機関・団体主催行事への出席等	
4月16日	中央会監査会	4月10日	第2回新型コロナウイルス感染症に係る経済金融連絡会議
4月24日	中央会三役会	4月20日	東北・北海道ブロック青年中央会連絡協議会【書面】
		4月24日	岩手県職業能力開発協会理事会【書面】
		4月27日	貸付審査委員会【書面】

(新型コロナウイルス感染症の影響により、本会事業等の多くが中止・延期となっております。)